

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年3月1日

【発行者名】 UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（注1）
（UBS Management (Cayman) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・パークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY
1 - 1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理
同 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 久 米 野乃香
同 安 念 リ サ

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（注2） -
米国・地方公共事業債ファンド
（UBS Universal Trust (Cayman) -US Municipal Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 10億米ドル（約1,450億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2023年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行
の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.99円）によります。以
下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるも
のとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

（注1）クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、2024年3月1日付で、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドに名称を変更しました。

（注2）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）は、2024年3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）に名称を変更しました。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年5月31日付で提出した有価証券届出書（2023年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）について、2024年3月1日付でファンドおよび管理会社の名称が変更され、ならびに関係法人の一部について異動予定がありますので、これらに関する記載を訂正するため、またその他の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）または傍線で示します。

表紙

<訂正前>

（前略）

発行者名 クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（Credit Suisse Management (Cayman) Limited）

（中略）

届出の対象とした募集（売 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
出）外国投資信託受益証券に 米国・地方公共事業債ファンド
係るファンドの名称 （Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -
US Municipal Bond Fund）

（後略）

<訂正後>

（前略）

発行者名 UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（注1）
（UBS Suisse Management (Cayman) Limited）

（中略）

届出の対象とした募集（売 UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（注2） -
出）外国投資信託受益証券に 米国・地方公共事業債ファンド
係るファンドの名称 （UBS Universal Trust (Cayman) -
US Municipal Bond Fund）

（中略）

（注1）クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、2024年3月1日付で、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドに名称を変更しました。

（注2）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）は、2024年3月1日付で、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）に名称を変更しました。

第一部 証券情報

（１）ファンドの名称

<訂正前>

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国・地方公共事業債ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - US Municipal Bond Fund)

（注）米国・地方公共事業債ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

<訂正後>

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国・地方公共事業債ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - US Municipal Bond Fund)

（注）米国・地方公共事業債ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

（２）外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

（前略）

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（後略）

<訂正後>

（前略）

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（後略）

（１２）その他

（ロ）引受等の概要

<訂正前>

（前略）

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社（以下「代行協会員」といいます。）をファンドに
関して代行協会員に指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいいます。

<訂正後>

（前略）

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社（以下「代行協会員」といいます。）をファンドに
関して代行協会員に指定しています。

（注１）「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいいます。

(注2) 代行協会員については、UBS証券株式会社に異動することを予定しています。以下同じです。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

<訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(中略)

b. ファンドの特色

(中略)

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

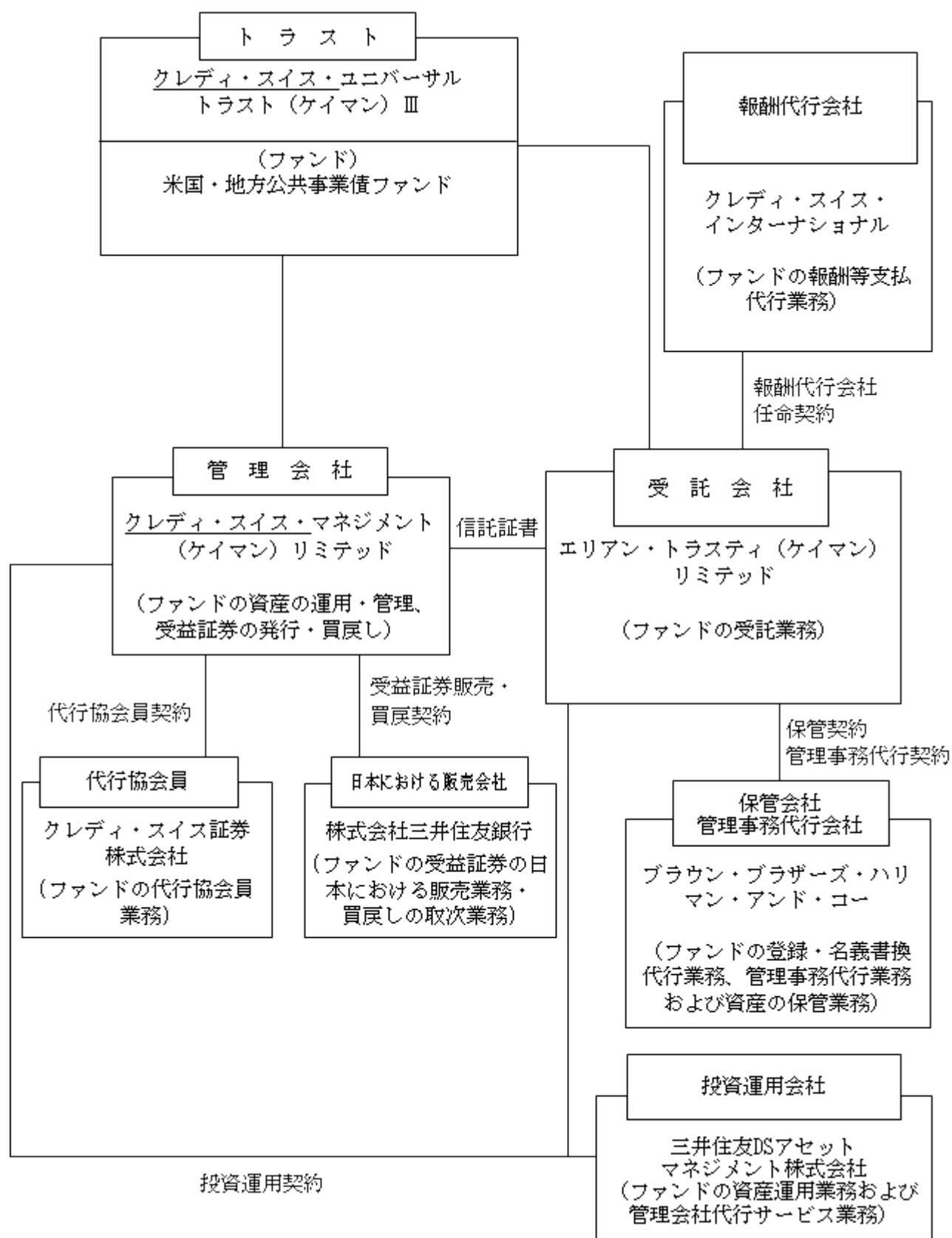
(中略)

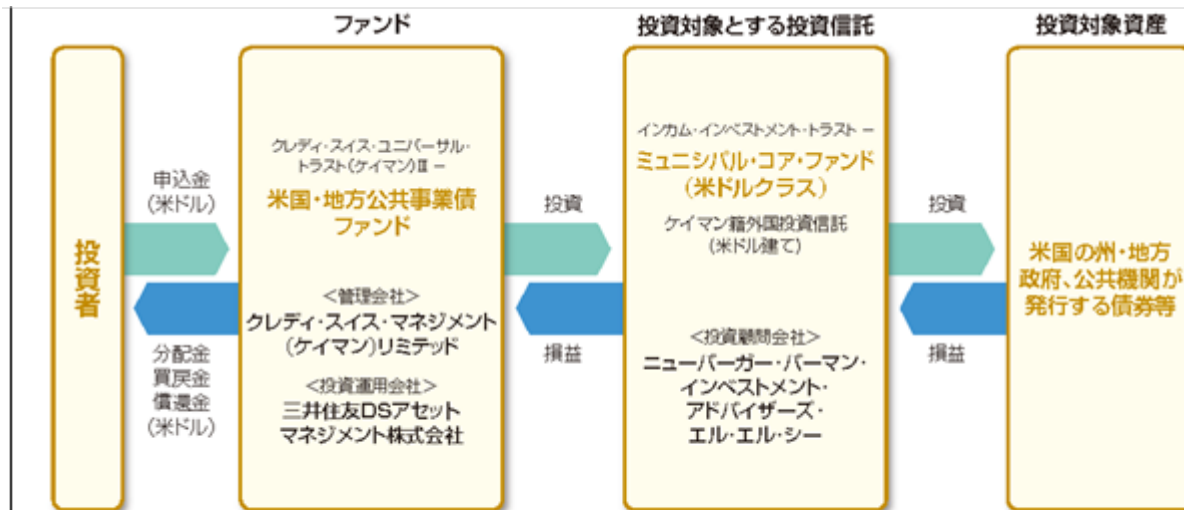
(2) ファンドの沿革

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2016年10月3日	補遺信託証書締結
2016年11月16日	ファンドの運用開始

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み





※「インカム・インベストメント・トラスト - ミュニシパル・コア・ファンド(米ドルクラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米国の州・地方政府、公共機関が発行する債券等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。

（中略）

管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。 管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2023年6月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約10,657万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマーセ・センター88階）	735,000株 （100%）

（後略）

<訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(中略)

b . ファンドの特色

(中略)

信託証書に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

(中略)

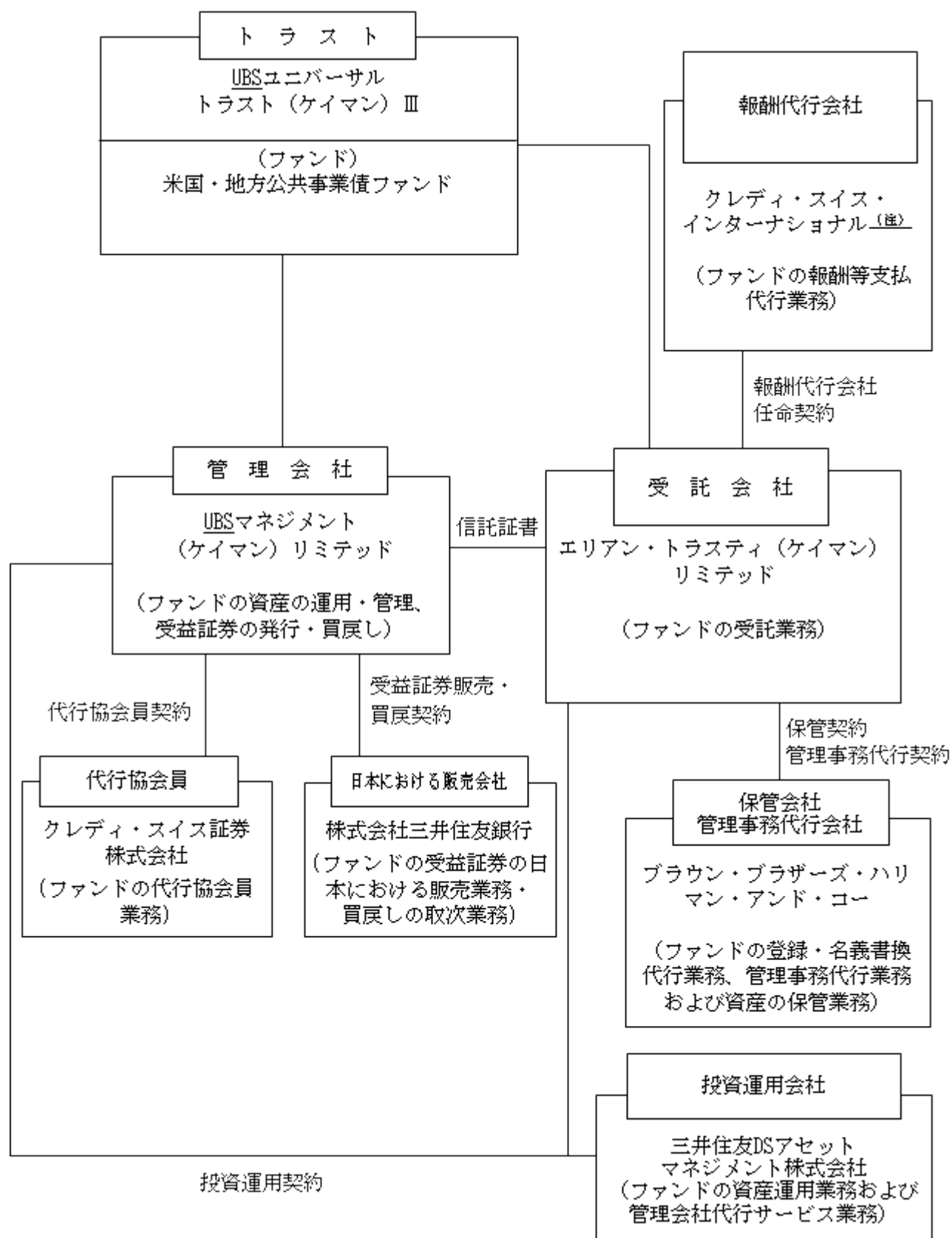
(2) ファンドの沿革

2000年 1 月 4 日	管理会社の設立
2013年12月 2 日	基本信託証書締結
2014年 7 月 1 日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2016年10月 3 日	補遺信託証書締結
2016年11月16日	ファンドの運用開始
2024年 3 月 1 日	修正信託証書締結

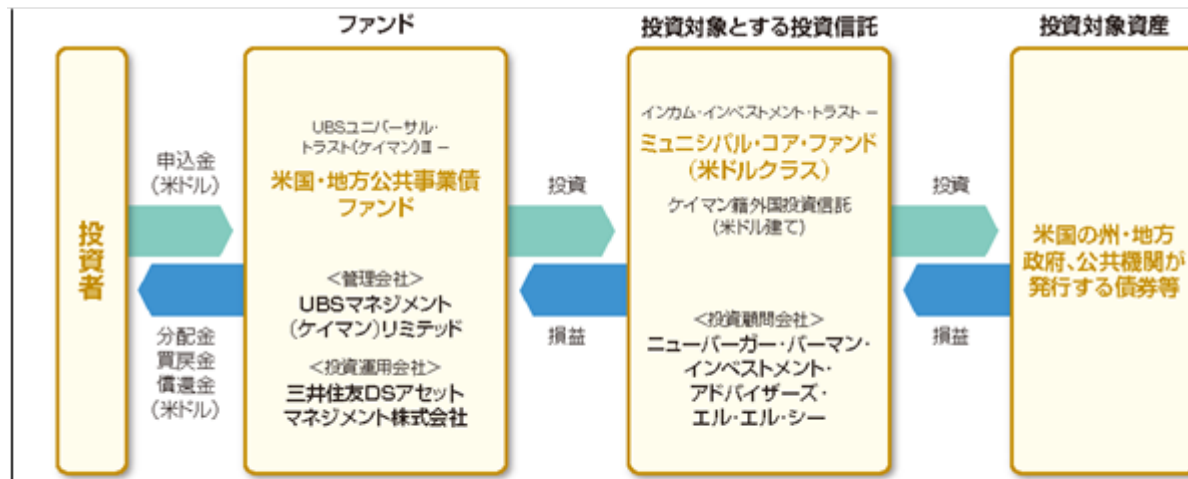
「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)」から「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)」に名称変更

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



(注) 報酬代行会社については、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に異動することを予定しています。以下同じです。



※「インカム・インベストメント・トラストー ミュニシパル・コア・ファンド(米ドルクラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米国の州・地方政府、公共機関が発行する債券等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。

（中略）

管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。 管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2023年6月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約10,657万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日「クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド」から「UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド」に名称変更	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、インターナショナル・コマーセ・センター88階）	735,000株 （100%）

（後略）

2 投資方針

<訂正前>

(1) 投資方針

投資目的および投資方針

・投資目的

ファンドの投資目的は、米国地方公共事業債に間接的に投資を行うことで、インカムゲインおよびキャピタルゲインを得ることです。ファンドは、投資対象ファンドに、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的を達成することを目指します。投資対象ファンドは、ケイマン諸島のアンブレラ・ユニット・トラストである投資対象ファンドトラストです。ファンドは、現金(米ドル)および金融市場証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

投資運用会社は、投資対象ファンドを構成するファンドのポートフォリオ部分ならびに現金(米ドル)および金融市場証券(以下「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。)について、日常的な投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担っています。

ポートフォリオのヘッジその他の目的において、受託会社は、管理会社の助言のもと、スワップ・カウンターパーティーとしての立場でクレディ・スイスの事業体(クレディ・スイス・インターナショナルを含みます。)との間でスワップ取引を行うことができ、また、クレディ・スイスの事業体(クレディ・スイス・インターナショナルを含みます。)が発行した社債をファンドの勘定で購入することができます。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、毎月一定額の収益を発生させる場合があります。当該収益を分配日(以下に定義されます。)ごとに受益者に分配することを意図しています(下記「(4) 分配方針」に詳細を記載)。

(中略)

II. 投資対象ファンドに関する情報

(中略)

■ 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

ニューバーガー・バーマンの概要

NEUBERGER
BERMAN



本社オフィスビル(米国ニューヨーク)

豊富な投資経験

徹底したリサーチを可能にする体制

パフォーマンス重視の企業文化

- ・ニューバーガー・バーマンは1939年に米国で設立された、プライベート経営としては米国有数の独立系運用会社です。
- ・創業以来、一貫して資産運用に従事し、伝統資産運用からオルタナティブ運用まで幅広く運用サービスを提供しています。

運用資産残高 約56兆円	26ヵ国39都市 に展開	設立 1939年
従業員数 2,692名		ポートフォリオ・マネージャーの 平均業界経験 約27年

(注1) データは2022年12月末時点。
(注2) 運用資産残高は同時点の為替レート(1米ドル=131.945円)で換算。
(出所) ニューバーガー・バーマンのデータを基にクレディ・スイス作成

(中略)

(3) 運用体制

(中略)

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・インベストメント・ソリューションズ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのクレディ・スイスの取締役です。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレクサンダー・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むクレディ・スイスの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAAの資格も保有しています。

(中略)

運用体制等は、2023年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) 投資方針

投資目的および投資方針

・投資目的

ファンドの投資目的は、米国地方公共事業債に間接的に投資を行うことで、インカムゲインおよびキャピタルゲインを得ることです。ファンドは、投資対象ファンドに、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的を達成することを目指します。投資対象ファンドは、ケイマン諸島のアンブレラ・ユニット・トラストである投資対象ファンドトラストです。ファンドは、現金(米ドル)および金融市場証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

投資運用会社は、投資対象ファンドを構成するファンドのポートフォリオ部分ならびに現金(米ドル)および金融市場証券(以下「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。)について、日常的な投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担っています。

ポートフォリオのヘッジその他の目的において、受託会社は、管理会社の助言のもと、スワップ・カウンターパーティーとしての立場でクレディ・スイスの事業体(注1)(クレディ・スイス・インターナショナル(注2))を含みます。)との間でスワップ取引を行うことができ、また、クレディ・スイスの事業体(注1)(クレディ・スイス・インターナショナル(注2))を含みます。)が発行した社債をファンドの勘定で購入することができます。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、毎月一定額の収益を発生させる場合があります。当該収益を分配日(以下に定義されます。)ごとに受益者に分配することを意図しています(下記「(4) 分配方針」に詳細を記載)。

(注1) クレディ・スイスの事業体については、UBSの事業体に異動することを予定しています。

(注2) クレディ・スイス・インターナショナルについては、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店に異動することを予定しています。

(中略)

II. 投資対象ファンドに関する情報

(中略)

■ 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

ニューバーガー・バーマンの概要



- ・ニューバーガー・バーマンは1939年に米国で設立された、プライベート経営としては米国有数の独立系運用会社です。
- ・創業以来、一貫して資産運用に従事し、伝統資産運用からオルタナティブ運用まで幅広く運用サービスを提供しています。

運用資産残高 約56兆円	26ヵ国39都市 に展開	設立 1939年
従業員数 2,692名	ポートフォリオ・マネージャーの 平均業界経験約27年	

(注1)データは2022年12月末時点。

(注2)運用資産残高は同時点の為替レート(1米ドル=131.945円)で換算。

(出所)ニューバーガー・バーマンのデータを基にUBS作成

(中略)

(3) 運用体制

(中略)

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケット・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAの資格も保有しています。

(中略)

運用体制等は、2023年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

参考情報

本項を以下のとおり更新します。

■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



他の代表的な資産クラスの騰落率



※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。

● 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(5) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)（「報酬代行会社」）

（ロ）事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

C S I は、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

< 訂正後 >

（前略）

C S I は、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるUBSグループの一員です。世界中の事業法人、機関投資家、富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。